

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成27年1月19日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 樋口 裕 晃（釧路地方裁判所長）
法曹出席者 三 輪 篤 志（釧路地方裁判所刑事部総括判事）
加 藤 雅 寛（釧路地方裁判所刑事部判事補）
安 田 真 也（釧路地方検察庁検事）
鍛 冶 孝 亮（釧路弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 6人

報道機関出席者

NHK

釧路新聞

十勝毎日新聞

北海道新聞（2名） 合計5人

裁判員経験者の紹介

庶務（貴多総務課長）

お越しいただいております裁判員等経験者の皆様をご紹介します。

1番の方は、殺人未遂等の事件を御担当され、判決は懲役10年でした。

2番の方は、強姦致傷事件を御担当され、判決は懲役7年でした。

3番の方と4番の方は、現住建造物等放火等の事件を御担当され、判決は懲役7年でした。

5番の方と6番の方は、傷害致死の事件を御担当され、判決は懲役8年でした。なお、5番の方は裁判員、6番の方は補充裁判員を御担当されました。

司会挨拶

司会者（樋口所長）

本日はお忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございます。裁判員裁判が始まって6年近くが経過しています。最近ではこれまでの施行状況をふまえて改善すべき点がないか議論がされているところです。釧路では、これまで約40件の裁判員裁判の判決がありました。その中には審理が比較的長期に渡った事件や、事実認定が難しかったり、様々な法律上の主張がされた事件もありました。裁判員等経験者の皆様からは裁判終了時にアンケート等にお答えいただいているところではありますが、裁判からしばらく時間が経った段階で、改めて裁判員等としての体験をどのように思われているか御感想や御意見を伺うことも非常に有意義なことと考えておりますので、本日はよろしく願いいたします。

法曹三者の紹介及び挨拶

安田検察官

これまで私は裁判員裁判を25件から30件程度経験しており、そのうち半分くらいに主任として携わりました。まだまだ経験としては足りないところです。毎回、公判が終わる度に良かったところ悪かったところ御指摘いただきますが、わかりやすい主張・立証のために何がいいのか、まだまだ模索しているところです。本日は、是非、忌憚のない御意見をいただいて参考とさせていただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

鍛冶弁護士

これまで2件の裁判員裁判を経験させていただきましたが、1件終わるごとに本当に分かりやすかったのだろうかと自問自答しております。弁護士は裁判官や検察官と比べて裁判員裁判に関わっている経験は少ないと思います。そのため、裁判員裁判になったときに分かりにくい弁護活動になったり、分かりづらい言葉を使ってしまうということもあると思います。本日は皆さんの御意見を伺って、分かりやすい弁護活動を行っていくために勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

三輪裁判官

私は今年の1月に釧路に着任しました。前任は大阪の裁判所に3年ほど勤務しており、月一、二回くらいのペースで裁判員裁判に携わってきました。釧路に来たばかりということで、釧路での裁判員裁判を進める上で実情や問題点について、皆さんの率直な意見を伺って、これからの運営に役立てていきたいと思っています。本日はよろしくお願いいたします。

加藤裁判官

これまで裁判員裁判は十数件ほど経験していますが、それでもまだ1件1件どうするかを考え、工夫しながら行っているのが現状です。本日は今後の裁判員裁判のより良い運用に向けて、皆さんの御意見を参考にさせていただければと思っています。よろしく願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想について

司会者

それではまず、少し時間が経っていますが、裁判員裁判に参加されての現時点における御感想や御意見を伺いたと思います。

1番

私が携わった裁判員裁判からは結構時間が経っており、記憶が曖昧なところもありますが、犯罪に使われた凶器等を直接見ることが多かったです。それについては、私はあまり神経質にならずに参加できたと思います。全般的な感想としては、テレビやドラマではよく見ていましたが、これが本当の裁判なんだという思いと、人の人生を決められるのかという不安はありました。

2番

だいぶ記憶が薄れかかっているところでしたが、資料をいただいて記憶がよみがえってきました。印象としては、参加している人は皆多少なりとも不安を感じていると思いますが、裁判所の皆さんを始め、関係者の方のきめ細かい配慮によって、スムーズに参加できたと思っています。裁判員裁判に参加することは滅多にないことですが、法を身近に感じ、人の生き方や感じ方を改めて考えました。貴重な体験でした。

3番

私は参加して良かったと思います。このような体験は一生に一度できるかできないかだと思います。最初は、人の人生を決めるという大切なことを、私のような素人が決めていいのかと思いましたが、裁判所に来て、他の裁判員や裁判官の皆さんとやらせていただいて、雑談等しているうちに気が楽になりました。裁判官は笑わない、堅い人かと思っていましたが違いました。私なりに精一杯できたと思います。

4番

最初に、私が担当する現住建造物等放火の事件は、釧路の裁判所で裁判員裁判として初めての事件だと聞いたので、緊張感が走りました。個々に考えを述べたり、具体的に判決の数字を言うことは、神経を使って心身ともに疲れて、とてもハードだったと思いました。

裁判が終わった後に、自分の人生を振り返って、いろいろあったが自分なりに幸せに過ごしてこれたと感謝の気持ちも生まれました。また、自分なりに精一杯やったという達成感もありました。さらに裁判長の言葉の中に、私の今後の人生の転機になるような大変勉強になる言葉もありました。とてもよかったです。

5番

初めてで何が何だか分からない状態で始めましたが、本当に分かりやすい裁判だったと思います。最初は、何が始まるのだろうと頭がパニック状態でしたが、検察官のメモを一読して、裁判はこういうものなのかと、頭の中にあったものが氷解した感じになりました。それからは自然に評議に参加できて、裁判官や他の裁判員の皆さんに御指導いただきながら進められたので、身構えていたよりもずっと分かりやすい裁判だったと思いました。

6番

金曜日に選任手続をして、月曜日から審理がスタートしました。私は地元に住んでいますが、こういう日程で行っていただいたことは、時間的に心の余裕もできたのですごく良かったです。

最初に裁判所から裁判員候補者になりましたという書類が届いたときには、他人事に考えていましたが、何か月か経って選任手続に裁判所においでくださいという呼出を受けて、これは今までの考えを改めて、裁判員制度に真剣に関わらなければいけないと思いました。そこで、上司に、もし裁判員に選ばれたら、4日くらい休みを取らなくては行けないと相談したら、そういう大事なことは積極的に参加した方がいいと言ってもらったので、職場の皆さんに協力してもらって休みを取って参加させていた

できました。とても有意義な4日間でした。

選任手続について

司会者

それではまず、選任手続に関して伺っていきたいと思います。釧路地方裁判所管内は道東の非常に広い範囲を管轄としており、遠方からお越しの方もいらっしゃいます。選任手続については、週初めの午後に選任手続を行い、その後すぐに審理を始めるパターン、初日は選任手続のみを行い2日目から審理を始めるパターン、金曜日に選任手続をして、土日を挟んで翌週から審理を始めるパターンなど、いくつかの選択肢がございます。この点について、どのようにしたら、裁判員の皆さんが気持ちよく審理に臨めるのか伺いたいと思います。

1番と2番の方は選任手続に続いてすぐに審理を始めるパターンでしたが、この点はいかがでしたか。

1番

私は、月曜日だったと思いますが、選任されてすぐ審理ということだったので、何が何だか分からないうちに、心の準備も何もできないままに始まったという感じでした。いただいた参考資料を見ると、前の週の金曜日に選任手続をして、月曜日から審理というアイデアもあるということで、二日間の準備というわけではないですが、そのほうが心構えができたと思います。

2番

前回の意見交換会の資料でも、選任手続だけでも居住地の裁判所で行うことができれば、経費節減、負担軽減になるという意見があったようですが、法的には難しいようですので、そこはやむを得ないかと思います。

前の週に選任手続ということになると、釧路にお住まいの方はいいですが、遠くから来る方にとっては、仕事の関係の問題や、経費がかさむという問題があると思います。選任手続に呼ばれた以上、当たるかもしれないという心構えはみんな持っていると思うので、選任手続後にすぐに審理に入ることについては特に問題は感じておりません。

司会者

選任手続後、すぐに審理を始めるパターンは、少しでも早く審理をして負担を減らそうという配慮からの発想ですが、デメリットも色々あるのかもしれませんが。

3番と4番の方については、月曜日選任手続をして火曜日から審理が始まるというパターンでしたが、いかがでしたか。

3番

私の場合は、心の準備もできましたし、釧路市内に住んでいますので、市外から来る人に比べると移動等の負担は少ないので、月曜日選任、火曜日審理ということによってよかったと思います。選任手続の日に来て、午後からすぐ審理ということになると、頭が回らないような感じがします。翌日からの審理なら少し余裕があったので、なんと

かできました。

4番

私は、選任手続の日にすぐに審理に入る方がいいと思いました。心配とか不安とか先入観なく入っていけるのではないのでしょうか。選ばれて慌てたり、いろいろ感じるところも、そこはスタートラインはみんな同じだと思います。同じ所から始められるのなら、すぐに始める方がいいと思いました。日にちを空けると、勉強しなければいけないのかとか、いろいろ調べなければならないのかと考えてしまいそうで、それは少し大変だと思います。

司会者

5番と6番の方は、金曜日に選任手続で月曜日から審理がスタートしましたが、いかがでしたか。

5番

私は金曜日選任手続で月曜日審理スタートのほうが、裁判に入りやすくて良かったです。

6番

私も金曜日選任手続で月曜日から審理に入ったのですが、これが良いと思います。私は、補充裁判員でしたが、くじ運が弱い方なので当たると思わなかったです。ただ、当たったときは気が引き締まりました。

それから、私のそばにいた北見から来た方が、熱心にすごくやりたい気持ちでいたようでした。その方が選任されなくて、2時間程度の選任手続を終えて、がっかりして北見に帰られたんですね。どんな方法でも、例えば〇×でもいいので、本当に裁判に携わってやってみたい人を集めて、その中から選任するというのもいいのではないのでしょうか。あの時のがっかりした顔が非常に印象に残っています。いろいろやり方はあると思いますが、そういうことも少し気になりました。

三輪裁判官

賛否双方の御意見を伺ったところですが、いずれの御意見も、おっしゃるとおりと思います。かつては、選任してからすぐに審理するという運用を行っていたのですが、心の準備、心構えの時間が欲しいということで、選任の日と審理に入る日を別にするということを最近ではしています。ただ、そうするとトータルで仕事等の都合をつけなければならない時間が増えるという御意見も当然あることで、裁判所としては様々な御意見を伺いながら、試行錯誤しつつ、できるだけ御負担をおかけしないようにしていきたいと思っています。

当事者の主張について

司会者

次に審理の内容について伺いたいと思います。まずは、当事者の主張についてです。審理の冒頭で、検察官と弁護人から冒頭陳述という形でこれから立証する予定の事実の主張があると思います。それから証拠調べが終わった後、さらに証拠調べの結果を

ふまえて検察官から論告が、弁護人から弁論がされます。これも当事者の主張ですが、この冒頭陳述と論告弁論の話を聞いてこれから立証すること、あるいは証拠調べを終えた評価について、分かりやすいものだったでしょうか。

まず、1番と2番の方は一部被告人が事実関係を争っていた事件ですが、冒頭陳述、論告弁論について、分かりにくい点はありませんでしたか。

1番

分かりにくいということはありませんでしたが、難しい言葉は少しあったと思います。具体的にどのような言葉が難しかったというのはありませんが、全体の印象です。

2番

私が担当した事件は強姦致傷事件でした。審理にあたっては、主たる犯行について審理が展開され、争われ、評議され、判決がでるのが筋だと思いますが、この案件については、女性の人格の尊厳を傷つけるような犯行をしたわけですが、路上に頭を押したとか押さなかったという点に争点が絞られていたことに、私は若干の疑問を感じました。しかし、裁判そのものについては、慎重に審理していたと考えています。

争点が少しずれているというところも大げさかもしれませんが、被告人は犯行態様について曖昧な陳述をしているという印象を受けました。裁判員としては、自分の犯行に対して真摯に認め、向き合って、そして更生してほしいという願いを持って参加しているわけですが、細かな犯行態様を争うということに若干疑問を感じました。

司会者

3番と4番の方は、いずれも被告人が事実を認めていた案件でしたがいかがでしたか。

3番

私が担当した事件は放火殺人未遂なのですが、被告人は早く罪を認めて裁判が終わってほしいと思っているように見えました。

この事件では、たまたま裁判員の中に消防関係の方がいて、被告人の行為がどれだけ危険だったかについて説明していただいたので、やりやすかったのですが、消防士のような専門家の方に説明していただければもっと分かりやすかったと思います。検察官や弁護人はいろいろな事件を担当していると思いますが、私達のような素人にとっては、専門家の説明がある方が良いと思いました。

4番

私も可能であれば専門家の方に来ていただいた方が良かったと思います。

また、想像していたより検察官の方がとてもよく調べていて、現場にもよく行っていると思いました。時間が長いことはあまり気にならなくて、一生懸命やっていたので、こちらも一生懸命やろうという気持ちになりました。

弁護人については、被告人が罪を認めていたので、どうやって進めるのだろうという第一印象でした。

司会者

5番と6番の方の事件も事実関係は認めていたがいかがでしたか。

5番

裁判官から本当に分かりやすい手ほどきをいただきながら進めたので、とても分かりやすく進められました。

6番

検察官も弁護人も、とても口調が柔らかく、ゆっくりと大きな声で説明してくれたので分かりやすく伝わりました。

気付いた点として、被告人質問で、検察官からの質問に答えるときは声が小さくて聞き取りづらかったのですが、弁護人からの質問にははっきりと答えているという場面がありました。裁判長から、もう少し声を大きくと指示されると大きくなるのですが、またすぐ小さくなってしまふ。その点についてもっと注意を促すといいと思いました。

司会者

一通り御意見を伺いましたが、法廷で聞いた段階でスムーズに理解できるのが理想的で、後から裁判官からあの趣旨はこういう趣旨だと説明しなければならないというのは、あまり良くないと言われていています。その点は、検察官と弁護人も工夫しながらやっつけていただいていると思いますが、検察官と弁護人からも何か御質問等あればどうぞ。

安田検察官

3番の方から御指摘いただいた証拠調べについて、専門家の消防士の方がいればという点が、なるほどと思いました。私はこの事件を担当していませんでしたが、当時の資料を見ると、消防士の供述調書は提出されていたみたいです。恐らく法廷でそれを読み上げたと思いますが、あまり印象に残らなかったもので、3番と4番の方から御指摘いただいたのだらうと受け止めました。

ただし、放火事件がある度に、毎回専門家の方を呼ぶということになると難しいかもしれません。それでも、放火の犯行態様が分かりづらい場合などは、できるだけ意識していきたいと思いました。

鍛冶弁護士

6番の方の御指摘を聞いてまさにそのとおりと感じました。質問する人によって答える声の大きさが違うと、被告人の言っていることが本当なのか疑問に思われてしまうと思います。今日の御意見をいただいて、今後気をつけていきたいと思いました。

ところで、私から皆さんに伺いたいことがあります。弁護人からの主張として、冒頭陳述と弁論を行うのですが、それを記載した紙を提出することになっています。私の場合は、書面で審理するよりも、口頭で裁判員に分かってもらうという、口頭主義の観点から、例えば箇条書きにする等、書面での情報量を少なくして、弁護人が口頭で話したことを必要に応じてメモをとっていただく形で冒頭陳述等を行いました。

しかし、やはり専門用語など、口で言っただけでは分かりづらい部分もあるのかも

しれないと思い、弁護人が提出する冒頭陳述要旨や弁論要旨について、ある程度主張を記載した方がいいのか、箇条書きでいいのかについて悩んでいます。この点について皆さんの御意見を伺いたいと思います。

6番

私は、難しい文章を書いてもらうよりも、できれば箇条書きにしてもらって、重要点や問題点を口頭で説明してもらった方が審理しやすいと思います。

4番

私は、文章を書いた紙をもらって、文字を目で追った方が良いと思います。アンダーラインを引いたりします。メモをとるのはなかなか大変なので、目で追ってチェックをする方が楽だと思います。

司会者

いろいろな御意見があると思いますが、どちらがよいのかというのは、私達も非常に迷うところです。

立証の分かりやすさについて

司会者

それでは次の話題に移りたいと思います。ここでは立証計画の時間配分や、証人を呼ぶのか供述調書等で立証するのかといった立証の形式面での分かりやすさについて話題にさせていただきたいと思います。この点については、裁判官から実際の審理の状況を紹介しながら伺いたいと思います。

三輪裁判官

1番の方の事案は、交際相手の兄に対する殺人未遂と、交際相手に対する強姦未遂などの事案でして、弁護人は、兄に対する殺人が未遂に終わったのは、凶器の牛刀を近くにいた妹が取り上げたからではなく、被告人自らの意思で手放したからだと主張しました。強姦未遂についても、自分の意思で犯行をやめたんだという主張があったと思います。

検察官の供述調書の読み上げが2時間半、被告人の父親の尋問が30分、被告人質問が2時間半と、時間が長かった事案でしたがいかがでしたか。

1番

説明は長く感じました。被告人質問をしているときに、被害者の方とその親御さんも傍聴席にいましたが、同じ部屋の中にいたくないのではないかと、同情するような気持ちになりました。ただ、分かりにくいということはなかったです。

三輪裁判官

2番の方は、先ほどもお話ししていただいていたのですが、あまり本筋ではない部分を争っていたのではないかとということでした。強姦の暴行の方法について弁護人からの主張があったようですが、証拠調べの時間は、今日お越しになった裁判員の事件の中では比較的短かったようです。お気づきになった点はありましたか。

2番

先ほども言いましたが、若干争点に疑問がありました。私はもっと核心的なところで争われると思っていました。そういう印象を持っています。

でも、検察官も弁護人も非常に紳士的な態度でした。テレビドラマじゃないですが、検察官はもっと怖いと思っていましたがそんなことはありませんでした。そういうところは特に学ぶべきところだと思いました。証拠につきましては、例えば殺人事件等では生々しい場面が話題になることもあるのですが、私が担当した事件では、負担になることはありませんでした。

三輪裁判官

3番と4番の方の事件は、保険金目的で、母、姉の居住する住居に放火したことによる殺人未遂でして、カモフラージュのため隣の家にも火を付けました。弁護人は、どうしてそのような犯行をしてしまったのか、その目的や、犯行態様などの事情を中心に情状を主張しました。調書などの読み上げが検察官、弁護人合わせて100分、被告人の姉の尋問も100分で、被告人質問は4時間半にもなりましたので、裁判員の皆さんは長時間お疲れになられたと思います。分かりやすさの面も含めていかがでしたか。

3番

お姉さんの尋問の時に受けた印象ですが、検察官の質問が、警察で取調べを受けてるようなきつい印象を受けました。お姉さんも泣き崩れていました。母親も姉も妹を許したいと言っていたのですが、検察官の質問の仕方は厳しくて、あそこまで激しいのはいかがだろうと感じました。

弁護人の方は弁護する方ですから、刑を少しでも軽くしたいというのはあったと思います。

三輪裁判官

4番の方はその時の場面を思い出されましたか。

4番

検察の方がきちんと調べていることがすごくよく分かりました。弁護人の方の尋問の方が事務的な印象を受けました。

尋問等の長さは、集中力が続くようにタイミング良く休憩をいれていただき、長時間に渡って尋問を聞くようなことはなかったのが苦にはなりませんでした。

三輪裁判官

5番と6番の方は、同居のお母さんに対する傷害致死の事件です。弁護人は、凶器を使った犯行とは違うということを挙げて、量刑で考慮して欲しいと主張しました。書証の朗読は1時間くらいで、証人はいませんでした。被告人質問が3時間程度という審理内容でしたが、いかがでしたか。

5番

とても分かりやすく、手ほどきしていただきながら進められたので、最初はどうかと心配していましたが、裁判に参加させていただいて良かったです。

6番

証人が一人もいませんでしたが、お母さんが亡くなる1、2か月前に、タクシーでお金を下ろしに銀行に行ったという話がありました。タクシーの運転手さんに、お母さんが歩けたのか等、どういう状態だったのかを証人として来てもらって話を聞いた方が良かったと思いました。

三輪裁判官

記録によると、タクシーの運転手さんの供述調書の読み上げはあったようですが、そのあたりはあまり記憶に残らなかったようですね。やはり、法廷に来てもらって証言してもらわないと印象に残らないでしょうか。

6番

来てもらった方が、被告人がどんな人間だったのかもっと分かったかもしれません。例えばの話ですが近所の人から話を聞いても良かったかもしれません。

三輪裁判官

3番と4番の方の事件を起こしたいきさつは、交際相手の借金が原因となった部分があったのではないかとことです。お母さんや交際相手の話は供述調書の朗読でした。お母さんや交際相手から直接、話を聞いてみたかった等ありますか。

4番

私はお母さんに来てもらっていたら、心証が違ったかもしれないと思います。年齢を重ねても証人として来る人はいると聞いていたので、もし、お母さんが裁判に出てきて、今後の身元引き受けはしっかりしますとか、世間をお騒がせしてすみませんという一言があれば、心証が違ったかもしれません。

3番

被告人が犯行に及んだ原因が交際相手にもあると思ったので、交際相手を証人として呼んで話を聞いた方が良かったかもしれません。そういう事情を明らかにすることがなかったら、ただ実家に火をつけて母と姉を殺そうと思った事件になってしまうような気がします。

三輪裁判官

1番の方は、被害者をかばおうとしたお兄さんの供述調書の読み上げがありました。兄にも直接法廷に来てもらいたかったかについてはどうですか。

1番

私は来なくても良かったと思います。怪我をした写真が映されましたが、あれを見ただけで、ひどい怪我の状況を受け止めることができたので、怪我をしたお兄さん本人が来なくても、供述調書で良かったと思います。

三輪裁判官

2番の方の事件も性犯罪ということで、被害者の負担も考えながら決めないといけないですが、被害者の方に直接話を聞いた方が良かったのではという点についてはいかがですか。

2番

この事件の被告人は同じような性犯罪を繰り返していて、別件で逮捕されたときに自白するチャンスが何度もありましたが、時効寸前でDNA鑑定で発覚して起訴されたという事件でした。先ほども言ったように弁護側の争点には疑問を持っています。強姦については認めているわけですから、少しでも裁判員の情状に訴えて更生意欲を見せるなど、そういう運びになると思っていたら、曖昧な答弁をしていたのが残念でした。

裁判員としてどのような質問をするか迷いましたが、被告人にも妻子がいるのに、犯行のときに奥さんと子どもの顔が思い浮かばなかったのかを聞きました。被告人は覚えてないと答えました。

弁護人は被告人の父を遠くから呼んだと言っていましたが、どういう意味なのかよく分かりませんでした。ケースバイケースだとは思いますが、今さら父親を呼んで被告人の生育歴を聞いても意味がないという印象を持ちました。

三輪裁判官

観点を変えて、裁判員に心理的負担のかかる証拠について、特に負担の大きいと思われる遺体写真について伺いたいと思います。加藤裁判官が担当した事件で事例がありますのでよろしくお願いいたします。

加藤裁判官

5番と6番の方の傷害致死の事件です。裁判では遺体の写真ではなくて、状況が書かれた図面を証拠として進めました。遺体写真そのものを証拠にするという考え方もあると思いますが、図面を使うことについて御意見はいかがでしょう。

5番

写真じゃなくても、後に精神的な負担が残るかもしれないと思いましたが、事件の内容を全体的に理解したら、そんなに負担にならなかったように思いました。

6番

図面で良かったと思います。生々しい現場の写真を見ると精神的にストレスを感じると思います。

評議について

司会者

それでは評議について、裁判員の皆さんが自分の意見を自由に発言することができたかということと、裁判長の評議での司会の進め方は適切であったか、その他気付かれたこと、御要望、何でも結構ですのでよろしくお願いいたします。また、量刑資料がどの程度役に立ったのかについてもよろしくお願いいたします。

1番

みんな自由に自分の意見は言えたと思います。どのように犯行が行われたのかを裁判員と裁判官で実演しながら動作を確認したりして、自由に意見も質問も言えたと思います。

2番

終始和やかな雰囲気、気持ちが和らぐようにきめ細かな配慮がされていたので、のびのびと意見交換できました。私たち素人の意見は、専門家の皆さんから見ますと的外れなこともあったと思いますが、そんな考えも、市民感覚として受け止めていただけるといいと思います。

3番

私も、一般人の目から証拠を見て意見を伝えて、自分なりに精一杯やったつもりです。

4番

弁護人は、誰を証人に呼んで、どのように質問するのか等、判断や洞察力が必要で大変だと思いました。

釧路地裁の裁判員裁判で初めての放火事件ということで、過去の例がなかったので、全国の一般的な放火事件の量刑の棒グラフを見せていただきましたが、かえって判断が混乱したかもしれません。あの棒グラフは見なくてもよかったねという意見もありました。

評議は、裁判官がいらっしゃるので言葉を選んで発言するという感じでした。できれば裁判員だけで5分でも10分でも本音トークができれば、良かったかもしれません。例えば、言葉が悪いですけども、男に流されちゃだめだとか、世間どこにでもあるようなことなのに、こんなことはしちゃだめだよねというようなことが言えると良かったです。やはり裁判官の前では言葉を選んでしまいますね。「男に流される」なんて言えなかったですね。身構えてしまうところがありました。

5番

とても分かりやすく、裁判官から手ほどきをいただきながらできました。こんなに分かりやすいものなのかと思いました。

6番

補充裁判員でしたが、どんどん意見を述べてくださいということで、私も意見を述べさせてもらいました。裁判官の最初の印象は、すごく堅苦しい堅物とだと思っていました。でも、休憩の時に北海道の観光や食事の話、いろいろな世間話を気さくに話していただき、本当に裁判員が発言しやすいように誘導していただいて、皆さん活発に発言できたと思います。そして最終的には全員が一致団結して評議して、全員で一つの判決ができました。素晴らしいことだと思います。

これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者

これまでの裁判員等の御経験をふまえて、これから裁判員になられる方へメッセージをお願いしたいと思います。

1番

選ばれた後は、あっという間に終わってしまったような印象です。自分の意見も出

すことができました。堅苦しく考えたり、抵抗感というような意識をあまり持たないで参加してくれたらいいと思います。

2番

裁判員にあたることは宝くじに当たるくらい厳しいと聞いていたので、くじの弱い私は、凶らずも当たってびっくりしました。せつかくの機会なので、諸般の事情が許す限り参加した方がいいと思います。多くの方は、負担の差はありますが、大変有意義だった、貴重な経験をしたという感想を持っているわけですから、そういうことを皆さんに訴えたいです。

資料の中には、犯罪地に居住している方を裁判員候補者から外したらいいという意見もありましたけれども、それは本人が考えて、支障があれば辞退を申し出ればいいと思います。裁判員、関係者のみなさんの態度から非常に勉強になりました。

それから、細かいことかもしれませんが、誰が裁判員に当たるか分からないので、例えば服装、きちんとネクタイをしなければならないわけではないのですが、あまり、カジュアルすぎるような、色物Tシャツと破れかかったジーパンスタイルでは、被告人に対しても、失礼に当たるのではないのでしょうか。抽選で裁判員に当たるかどうかは別として、候補者として呼ばれたら、当たるかもしれないという心構えを持って臨んでほしいです。

3番

私も裁判員を経験してみて、非常にためになりました。一般人の目から見て、事件の背景事情を考えることも大事だと思います。裁判員は必要だと思いますし、事情でできない人もいると思いますが、当たったら、自分のためにもなるのでやった方がいいと思います。

4番

裁判所の方も、写真などもいろいろ工夫して改善していますし、精神科医のカウンセリングも受けることができます。ずいぶん変わってきたのではないかと思います。個人の負担も和らいでいると思うので、どしどし参加していただきたいし、裁判を通じて人生の教訓になると思うので積極的に参加していただきたいです。

5番

様々な年齢層で構成される裁判員制度は素晴らしい制度だと思います。

6番

私はこの制度は本当に素晴らしいものだと思います。参加させていただいて、いい経験をさせてもらいました。多くの人間が集まって費用と時間を掛けて、一人の人間を裁くという時間があったというのは本当に貴重な経験をさせていただきました。これから選ばれた人は参加してどんどんやっていってほしいと思います。

法曹三者から

司会者

どうもありがとうございました。最後に法曹三者から一言お願いします。

安田検察官

これまで公判をやっている中で、あまり裁判員の方の話を聞くことがありませんでしたが、今日は様々な御意見をいただきましてありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

裁判員裁判は、私たちの仕事の中で、準備が大変だったり、きちんと公判ができるだろうかと心配になったりして、正直なところ、なるべくやりたくないなと思うときもあるのですが、せっかく裁判員の方に来ていただいて、皆さんが知恵を絞って判断してくれるわけですから、こちらもできるだけ分かりやすく、しっかりと伝えるべきことを伝えて、適正な判断をしていただくように頑張りたいと思います。今後よろしくお願いいたします。

鍛冶弁護士

本日の意見交換会を通じて、裁判員の方が選任手続の段階からこれからどのような審理が行われるのかとか、いろんな苦労があって心理的負担を抱えているということを理解させていただきました。そのような裁判員の方に、審理に入ったときにきちんと分かりやすく判断していただくために、どのような工夫が必要なのか、例えば弁護人の弁論の内容とか、証人を呼ぶにしてもどういう理由でその人を呼んだのかとか、尋問の中で人によって声の大きさや態度が違ったりといったことを聞いて、今後の弁護活動のために参考にさせていただきたいと思いました。本日はありがとうございました。

三輪裁判官

本日はお忙しいところありがとうございました。本日の皆さんの活発な御意見を伺って、この制度が国民の皆さんに支えられているものだということを改めて実感しました。今後の裁判員として参加される方々が充分納得して判断していただけるようなそんな訴訟運営に努めていきたいと思います。今日お寄せいただいた意見を充分参考にしていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

加藤裁判官

本日はどうもありがとうございました。本日皆さんからいただいた御意見や御感想を踏まえつつ、私たちとしても今後の裁判員制度の運用改善につなげていければと思っています。今日皆さんから裁判員裁判の御感想を伺いましたが、裁判官サイドとしましても、裁判員裁判を通じて、評議の中などで裁判官とは違ういろいろな視点からの御意見をいただいて、裁判員と裁判官で力を合わせて、より良い充実した審理をさせていただいていると感じているところです。今日伺った御意見を踏まえてより良い裁判員裁判とするため努力していきたいと思います。本日はありがとうございました。

司会者

本日は貴重な御意見ありがとうございました。法曹三者はこれを真摯に受け止めてより分かりやすい、いい裁判員裁判ができるよう努力していきたいと思いますので、

今後も御支援のほどよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

記者からの質問

十勝毎日新聞

皆さん積極的な評価を持っていらっしゃるようですが、裁判員裁判の対象事件について、さらに対象を絞って重大な犯罪だけ裁判員裁判にした方が良いという御意見なのか、それとも逆にもっと広めて裁判員裁判でやった方が良いと御意見のどちらでしょうか。2番の方と5番の方は移動の御負担もあったと思いますが、御意見を伺えますか。

2番

私は十勝から参りましたが、移動の負担はそれほど感じませんでした。裁判員裁判の対象事件をこれ以上範囲を広げていいものかどうかについては、私は判断がつきかねます。

5番

右も左も分からないまま参加させていただきましたので、どの範囲が裁判員裁判に良いのかというのは、ちょっとまだわかりません。

北海道新聞

裁判員はくじでランダムに選ばれますが、例えば男女比、年代を考慮した方がよいという御意見はないでしょうか。

6番

先ほど、選任手続のときに北見の方が、すごく残念に帰られたという話をさせていただきました。積極的にやってみたい人がいるわけですから、裁判員になってみたい人にやっていただくのもいいのではないかと思います。

3番

いろんな年代の方がいて、それぞれの年代の方の今まで生きてきた考え方を聞くことができるのが大事だと思いますが、ある程度年齢が高い方がいると、いろいろなアイデアが出ていいのではないかと思います。

北海道新聞

裁判員を経験した中で、ストレスに感じたこと、これだけは改善してほしいということがあればお願いします。

6番

改善というわけではないですが、新聞で、裁判員裁判で死刑判決が出て、その後、無期懲役に変わったという記事を見ました。裁判員裁判で死刑をみんなで決めたのに、それが裁判官の判断で無期懲役になるというのはどうなのでしょうかと考えています。